破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１６２号
千葉県君津市外箕輪１丁目10番18号
破産者　白石　綱吉
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５６４号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番17―504号、開始決定時の住所奈良県大和高田市大字大中172番地の１
破産者　西川　好文
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３３９４号
名古屋市千種区新西２丁目８番１号、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字長牧字浦畑138番地の２
破産者　石川　淨子
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５６８号
愛知県大府市長草町東寄合13番地の１　オレンジヒルナイト―201号、開始決定時の住所愛知県大府市長根町５丁目16番地の１　グローリアス大府長根町506
破産者　渡山　康積
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４４３号
名古屋市港区高木町１丁目23番地の２
破産者　諏訪　　淳
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８１号
札幌市東区東苗穂９条３丁目12番17号
破産者　石田　勝郎
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５８７号
札幌市白石区北郷５条９丁目８番23号
破産者　杉田　　富
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９号
東京都新宿区南榎町５番地１　神楽坂パークハウス206、開始決定時の住所埼玉県和光市白子２丁目19番68号
破産者　茂木　　学
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３５３号
愛知県日進市栄２丁目1001番地　プライムガーデン日進壱番館1305
破産者　水野　勝仁
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１号
兵庫県朝来市山東町粟鹿561番地１、住民票上の住所京都府京丹後市峰山町橋木392番地
破産者　田中　行康
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１０７０号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番４―1305号、開始決定時の住所神戸市兵庫区磯之町１番１号　三交ビル
破産者　足立　博史
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８号
札幌市手稲区西宮の沢４条１丁目８番24―203号、開始決定時の住所札幌市手稲区富丘１条５丁目15番27号
破産者　福崎　雅樹
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２６９号
北海道江別市東野幌町１番地の９　サーム野幌駅615、破産開始決定時の住所北海道江別市上江別西町56番地の68
破産者　朴木　英二
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４号
北海道帯広市西24条南２丁目３番地45
破産者　浜名　　栄
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
北海道帯広市西25条南２丁目24番地19
破産者　山田　　保
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
青森県八戸市大字白銀町字沢向15番地７　コーポ光１－３、前住所青森県八戸市新湊１丁目15番４号
破産者　池田八十吉
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞63番地２
破産者　見上　聖子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部